

東近江市蒲生医療センター等の指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市蒲生医療センター、東近江市長峰診療所及び東近江市鋳物師診療所の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市蒲生医療センター 東近江市長峰診療所 東近江市鋳物師診療所	滋賀県蒲生郡日野町上野田 200番地1 医療法人社団 昂会	令和2年4月1日から 令和22年3月31日 まで

提案理由

東近江市蒲生医療センター、東近江市長峰診療所及び東近江市鋳物師診療所の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。